

○津市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例

平成18年1月1日条例第110号

津市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、ふれあい会館（以下「会館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 身体障害者、母子家庭の母及び児童並びに寡婦の健康及び福祉の増進並びに教養の向上を図るため、会館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市ふれあい会館
- (2) 位置 津市本町35番3号

(施設)

第4条 会館に次に掲げる施設を設置する。

- (1) 身体障害者福祉会館
- (2) 母子寡婦福祉会館

(事業)

第5条 身体障害者福祉会館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康、生活等に係る相談に関すること。
- (2) レクリエーションに関すること。
- (3) 日常生活訓練の実施に関すること。
- (4) その他身体障害者の福祉に関すること。

2 母子寡婦福祉会館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康、生活等に係る相談に関すること。
- (2) レクリエーションに関すること。
- (3) 生業等の指導に関すること。
- (4) その他母子家庭の母及び児童並びに寡婦の福祉に関すること。

(使用者の範囲)

第6条 身体障害者福祉会館を使用することができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 母子寡婦福祉会館を使用することができる者は、母子家庭の母及び児童並びに寡婦とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第7条 会館の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 会館の使用の許可に関する業務
- （2） 会館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- （3） その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い会館の管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第10条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- （1） 会館の管理に係る事業計画書
- （2） 会館の管理に係る収支計画書
- （3） 申請者の経営状況を説明する書類
- （4） その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- （1） 会館の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- （2） 会館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

(3) 会館の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 会館の管理に係る経費の収支状況

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第14条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第13条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

第15条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第17条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第16条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第14条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第20条 指定管理者又は使用者その他会館を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第21条 指定管理者は、会館の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に指定された指定管理者が会館の管理を開始するまでの間（以下「移行期間」という。）は、市長が会館を管理するものとする。この場合において、第7条から第14条まで及び第19条第1項の規定は適用せず、第15条、第16条、第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、第15条、第16条、第18条第1項及び第21条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第18条第2項中「指定管理者」とあるのは「本市」と、第20条中「指定管理者又は使用者」とあるのは「使用者」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、移行期間においても、会館に係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現に合併前の津市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成2年津市条例第2号。以下「合併前の条例」という。）第16条の規定により管理を委託している会館の管理については、移行期間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。